

# 令和 6 年度 随意契約 案件一覽

【随意契約の一覧】

令和6年4月1日～令和6年10月24日

件名	発注所属	契約の相手方を選定した理由	業者名	契約金額(税込)	契約日	契約方法
1 重要文化財旧長崎 英国領事館昇降路 ほか増築工事	建築部建築課	本工事は、施工場所が現在施工中である「重要文化財 旧長崎英国領事館本館ほか保存修理第2期工事」の免震ピット上となることから、本体工事と密接に関連する付帯的な工事である。同一受注者以外に施工させた場合、契約不適合責任の施行が不明確となるため、同一受注者である右記業者と随意契約するもの。	所在地 福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目19番5号 博多石川ビル5階 会社名 松井・大進・長崎土建特定建設工事共同企業体 代表者 松井建設(株)九州支店 執行役員支店長 北原 勝彦	107,250,000	令和6年5月13日	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号
2 伊王島海水浴場交 流施設合併浄化槽 制御盤改修工事	建築部設備課	本工事は、伊王島海水浴場交流施設にある合併浄化槽の制御盤を更新するものである。今回更新する制御盤は、既存浄化槽内にある設備の制御を行っているため、既存設備と密接不可分の関係にあり、製造業者以外の者に施工させた場合、既存設備の使用において著しい支障が生ずるおそれがあり、整備後の性能保障を得ることができないため、既存浄化槽の製造業者であり、施工時及び施工後についても一元化した責任体制をとることができる唯一の業者である右記業者と随意契約するもの。	所在地 福岡県福岡市博多区博多駅東3丁目4番23号 会社名 (株)ダイキアックス福岡支店 代表者 支店長 山下 隆一	4,675,000	令和6年5月16日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
3 三重浄水場非常用 発電機設備整備工 事	上下水道局事業部 浄水課	本工事は、三重浄水場に設置されている非常用発電機制御盤内の整備を行うものである。品質管理基準及び技術情報は製造メーカー独自のものであり、製造メーカー以外の者に施工させた場合、整備後の性能保証を得ることができず、また、当該機器及び既設設備等の使用に著しい支障が生じる恐れがあるため、本機器の製造メーカーであり、施工時及び施工後についても一元化した責任体制をとることができる唯一の業者である三菱電機(株)と業務移管契約を締結している右記業者と随意契約するもの。	所在地 福岡県福岡市博多区上牟田1丁目17番1号 会社名 三菱電機プラントエンジニアリング(株)九州本部 代表者 執行役員九州本部長 平 隆則	14,300,000	令和6年5月23日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
4 障害福祉センター非 常発電設備整備 工事	建築部設備課	本工事は、障害福祉センターに設置されている非常用発電設備を整備するものである。整備部分と既存部分は密接不可分の関係にあり、製造業者以外の者に施工させた場合、当発電設備の使用において著しい支障が生ずるおそれがあり、整備後の発電設備の性能保障を得ることができないため、既設発電設備の製造業者であり、施工時及び施工後についても一元化した責任体制をとることができる唯一の業者である三菱電機(株)と業務移管契約を締結している右記業者と随意契約するもの。	所在地 福岡県福岡市博多区上牟田1丁目17番1号 会社名 三菱電機プラントエンジニアリング(株)九州本部 代表者名 執行役員九州本部長 平 隆則	6,600,000	令和6年5月28日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
5 東部下水処理場 No.1主ポンプ整備工 事	上下水道局事業部 下水道施設課	本工事は、東部下水処理場に設置されているNo.1主ポンプの整備を行うものである。整備工事の対象であるポンプは(株)日立インダストリアルプロダクツが設計・製作した特殊機械で、その品質管理基準および技術情報は製品メーカー独自のものであり、製品メーカー以外の者に施工させた場合、整備後の性能保証を得ることができず、また、当該機器の運転並びに処理場の運営に著しい支障が生じる恐れがある。以上の理由から、(株)日立インダストリアルプロダクツから下水道事業における整備工事等について業務移管をされている右記業者と随意契約するもの。	所在地 長崎県長崎市神ノ島町1丁目331番92 会社名 株式会社 九州日立 長崎支社 代表者名 支社長 鎮守 浩明	20,020,000	令和6年5月29日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

6	グラバー園エスカレーター・トラベータ年次改修工事	建築部設備課	本工事は、グラバー園のエスカレータ及びトラベータの全体的な定期整備による消耗部品の取替工事を行い、作動の調整を行う工事である。 改修部分と既存部分は密接不可分の関係にあり、製造及び施工業者以外の者に施工させた場合、その使用に著しい支障が生ずるおそれがあるが、製造及び施工業者である三菱電機(株)から業務を右記業者に承継しているため、施工時及び施工後についても一元化した責任体制をとることが出来る唯一の業者である右記業者と随意契約するもの。	所在地 福岡県福岡市博多区住吉1丁目2番25号 会社名 三菱電機ビルソリューションズ(株)西日本支社 代表者名 役員理事支社長 古渡 昭之	46,200,000	令和6年6月12日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
7	平山ポンプ場送水ポンプ整備工事	上下水道局事業部 浄水課	本工事で整備する送水ポンプは、(株)荏原製作所が設計・製作した特殊機械で、品質管理基準および技術情報は製品メーカー独自のものであり、製品メーカー以外の者に施工させた場合、整備後の性能保証を得ることができず、また、当該機器及び既設設備等の使用に著しい支障が生じる恐れがあるため、本機器の製品メーカーであり、施工時及び施工後についても一元化した責任体制をとることが出来る唯一の業者である右記業者と随意契約するもの。	所在地 福岡県福岡市博多区美野島1丁目2番8号 NTビル 会社名 (株)荏原製作所九州支社 代表者名 支社長 太田 賢一	13,200,000	令和6年6月13日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
8	市民生活プラザホール舞台機構設備改修工事	建築部設備課	本工事は、市民生活プラザホールの吊物・床機構の駆動装置の基幹となる駆動マシンのほか、ワイヤロープ、滑車、制御盤等を改修するものがある。改修後の当該設備は既存の舞台機構システムへ組み込み、一体的に移動するため、各照明やパトンのレベルやインターロック(安全装置)の調整、確認を行う必要があることから、既設の設備と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生じるおそれがあるため、本舞台機構システムの製造及び設置業者であり、施工時及び施工後についても一元化した責任体制をとることが出来る唯一の業者である右記業者と随意契約するもの。	所在地 福岡県福岡市中央区天神4丁目1番37号 会社名 三精テクノロジーズ(株)九州営業所 代表者名 所長 兒玉 秀隆	99,000,000	令和6年6月18日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
9	東長崎浄水場ITV監視設備整備工事	上下水道局事業部 浄水課	本工事で整備するITV監視設備は、(株)日立国際電気が設計・製作した特殊設備で、既設設備と密接不可分の関係であり、製造メーカー以外の者に施工させた場合、整備後の性能保証を得ることが出来ず、また当該設備及び既設設備等の使用に著しい支障をきたす恐れがあるため、本設備の製造メーカーであり、施工時及び施工後についても一元化した責任体制をとることが出来る唯一の業者である(株)日立国際電気と保守・点検・修理等の分野で業務委託契約を締結している右記業者と随意契約するもの。	所在地 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目13番34号 会社名 (株)HYSエンジニアリングサービス九州営業所 代表者名 所長 下山 治	6,952,000	令和6年6月19日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
10	市道上田町相生町2号線(グラバースカイロード)補修工事	土木部土木建設課	当該機器は受注製作品で、製造メーカーのみが保有する特殊技術やノウハウにより製造されており、製造メーカーのみが供給できる特殊部品の調達が必須であり、改修部分と既存部分は施工時に一体的調整の必要があることから、密接不可分の関係にあるため、製造及び施工業者以外の者に施工させた場合、その使用に著しい支障が生ずる恐れがあるが、製造及び施工業者である三菱電機(株)から改修工事に関する業務を右記業者に移管しているため、施工時及び施工後についても一元化した責任体制をとることが出来る唯一の業者である右記業者と随意契約するもの。	所在地 福岡県福岡市博多区住吉1丁目2番25号 会社名 三菱電機ビルソリューションズ(株)西日本支社 代表者名 役員理事支社長 古渡 昭之	15,620,000	令和6年7月3日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

11	長崎市消防局・中央消防署非常用発電設備制御盤改修工事	建築部設備課	本工事は、長崎市消防局・中央消防署に設置されている非常用発電設備を整備するものである。整備部分と既存部分は密接不可分の関係にあり、製造業者以外の者に施工させた場合、当発電設備の使用において著しい支障が生ずるおそれがあり、整備後の発電設備の性能保障を得ることができないため、既設発電設備の製造業者であり、施工時及び施工後についても一元化した責任体制をとることができる唯一の業者である三菱電機(株)と業務移管契約を締結している右記業者と随意契約するもの。	所在地 福岡県福岡市博多区上牟田1丁目17番1号 会社名 三菱電機プラントエンジニアリング(株)九州本部 代表者名 執行役員九州本部長 平 隆則	26,950,000	令和6年7月3日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
12	南部茂木中継ポンプ場No.1汚水ポンプ整備工事	上下水道局事業部 下水道施設課	本工事は、南部茂木中継ポンプ場に設置されているNo.1汚水ポンプの整備を行うものである。整備工事の対象であるポンプは(株)石垣が設計・製作した特殊機械で、その品質管理基準及び技術情報は製品メーカー独自のものであり、製品メーカー以外の者に施工させた場合、整備後の性能保証を得ることができず、また、当該機器並びに中継ポンプ場の運営に著しい支障が生じる恐れがある。(株)石垣から下水道事業における整備工事等について業務移管契約を締結している右記業者と随意契約するもの。	所在地 長崎県長崎市勝山町37番地 会社名 (株)長崎インガキ 代表者名 代表取締役社長 石垣 真	27,500,000	令和6年7月8日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
13	平和公園下段エスカレーター改修工事	土木部土木建設課	当該機器は受注製作品で、製造メーカーのみが保有する特殊技術やノウハウにより製造されており、製造メーカーのみが供給できる特殊部品の調達が必要であり、改修部分と既存部分は施工時に一体的調整の必要があることから、密接不可分の関係にあるため、製造及び施工業者以外の者に施工させた場合、その使用に著しい支障が生ずる恐れがあるが、製造及び施工業者である三菱電機(株)から改修工事に関する業務を右記業者に移管しているため、施工時及び施工後についても一元化した責任体制をとることが出来る唯一の業者である右記業者と随意契約するもの。	所在地 福岡県福岡市博多区住吉1丁目2番25号 会社名 三菱電機ビルソリューションズ(株)西日本支社 代表者名 役員理事支社長 古渡 昭之	28,600,000	令和6年7月10日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
14	西部下水処理場ほかベルト濃縮機整備工事	上下水道局事業部 下水道施設課	整備工事の対象であるベルト濃縮機は、(株)クボタが設計・製作した特殊機械で、その品質管理基準および技術情報は製品メーカー独自のものであり、製品メーカー以外の者に施工させた場合、整備後の性能保証を得ることができず、また、当該機器の運転並びに下水処理場の運営に著しい支障が生じるおそれがあるため、(株)クボタが製造・設置した製品の整備業務については、(株)クボタの上下水道技術工事部門として分社化した右記業者に委嘱されているため、右記業者と随意契約するもの。	所在地 福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目2番8号 会社名 クボタ環境エンジニアリング(株)九州支店 代表者名 支店長 長浜 励	27,940,000	令和6年7月25日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
15	もみじ谷葬斎場電気集塵装置(9号炉、10号炉)改修工事	建築部設備課	本工事は、火葬炉から排出される排ガスに含まれるばいじんを回収し、排ガス排出基準値以下に低減して大気中に放出するための設備の一部を改修するものである。今回改修する電気集塵機付属設備と既設電気集塵機は密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生ずるおそれがあり、整備後の性能保障を得ることができないため、既設電気集塵機を含む当該設備システムの設置及び保守点検業者であり、施工時及び施工後についても一元化した責任体制をとることができる唯一の業者である右記業者と随意契約するもの。	所在地 東京都中央区日本橋本町3丁目2番13号 会社名 高砂炉材工業(株) 代表者名 代表取締役 高橋 一彰	86,240,000	令和6年7月26日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

16	市道西山12号線道路災害応急工事	土木部土木防災課	本工事は令和6年7月の豪雨により市道西山12号線の道路擁壁が一部崩壊したため、二次被害を防ぐための応急工事である。大規模災害発生時における支援活動に関する協定書第3条の規定に基づき(一社)長崎県建設業協会と協議して決定した概算による請負金額及び工期で、同協会が選定した協会所属の右記業者と契約を締結するもの。	所在地 長崎県長崎市西山4丁目677番地1 会社名 (株)寺尾工業 代表者名 代表取締役 寺尾 親吾	8,030,000	令和6年7月31日	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
17	東部下水処理場汚泥スクリーン設備整備工事	上下水道局事業部 下水道施設課	本工事は、東部下水処理場に設置されている初沈汚泥スクリーン及び余剰汚泥スクリーンの整備を行うものである。整備工事の対象であるドラムスクリーンは(株)サノヤス・エンテック(旧:山田工業(株))が設計・製作した特殊機械で、その品質管理基準および技術情報は製品メーカー独自のものであり、製品メーカー以外の者に施工させた場合、整備後の性能保証を得ることができず、また、当該機器の運転並びに処理場の運営に著しい支障が生じる恐れがあるため、右記業者と随意契約するもの。	所在地 福岡県福岡市博多区東光2丁目22番35号 会社名 サノヤス・エンテック(株)福岡支店 代表者名 支店長 徳永 末徳	22,550,000	令和6年8月26日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
18	長崎ロープウェイえい索・平衡索交換ほか工事	建築部設備課	本工事は、長崎ロープウェイの機械設備の一部であるえい索・平衡索、平衡索緊張滑車・誘導滑車コムブロックライターの交換工事を実施するものである。改修部分と既設部分は密接不可分の関係にあり、製造及び施工業者以外の者に施工させた場合、その使用に著しい支障が生ずるおそれがあるため、製造及び施工業者であり、施工時及び施工後についても一元化した責任体制をとることが出来る唯一の業者である右記業者と随意契約するもの。	所在地 滋賀県守山市勝部町471番5 会社名 安全索道(株) 代表者 代表取締役社長 西川 正樹	32,890,000	令和6年9月6日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
19	手熊浄水場機械脱水機整備工事	上下水道局事業部 浄水課	本工事は、脱水機の重要な部品の1つであるろ布、ダイヤフラム等の部品を取り替える整備工事を行うものである。整備部品は既設の設備と密接不可分の関係にあり同一施工者以外の者に施工させた場合、既設設備等の使用に著しい支障が生じる恐れがある。また、整備対象である機械脱水機は、(株)石垣により設計・製造されたものであり、(株)石垣の製品のアフターメンテナンスについては、(株)石垣から石垣メンテナンス(株)に移管されているが、長崎地区のアフターメンテナンスについては石垣メンテナンス(株)から右記業者に譲渡されているため、右記業者と随意契約するもの。	所在地 長崎市勝山町37番地 会社名 (株)長崎インガキ 代表者名 代表取締役社長 石垣 真	24,200,000	令和6年9月11日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
20	東工場ごみ焼却設備及び付帯設備整備工事	環境部東工場	本工事は、ボイラー、焼却炉の耐火物及び剪断破碎機の整備を行うものである。東工場は施設全体が一体としてごみ焼却を行う施設であり、多くの設備を有しているが、本工事の対象は、既設の東工場の設備のうち、燃焼ガス冷却設備、余熱利用設備、焼却設備及び受入供給設備の一部であり、これらを含む設備全体が密接不可分の関係にあり、メーカー以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生ずるおそれがある。東工場は、施設全体を三菱重工業(株)が設計・施工した特殊施設であり、その品質管理基準及び技術情報はメーカー独自のものであるが、廃棄物処理装置事業については、会社の吸収分割により前身の三菱重工環境エンジニアリング(株)に承継され、その後も分割・合併を経て商号変更した右記業者と随意契約するもの。	所在地 福岡県福岡市博多区博多駅中央街8番27号 会社名 三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)九州支店 代表者名 支店長 小倉 智治	108,900,000	令和6年9月20日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

21	長崎ブリックホール 調光器盤更新工事	建築部設備課	当設備は製造メーカーである丸茂電機(株)の独自技術により製作・施工されたものである。製造メーカーが持つ専門技術により設計・製作された複雑な構造を有する当設備の整備は、設備の性能、使用条件および設置状況と密接不可分の関係にあり、整備業者には機器の構造・機能及び現場に精通した専門的知識が必要となる。今回は、舞台照明設備全体のうち一部機器の入れ替えのため、既存設備との整合性及び調整が重要となり、また、既存機器の一部改造・設定も行うため、専門的な知識と技術が必要になる。仮に専門知識のない業者に施工させた場合、機器の構造・機能等の理解不足による施工不具合から設備の使用に著しく支障が生じる恐れがあり、その場合原因を特定するために長期間を要することにもなるため、当設備の製造メーカーかつ保守業者でもあり、実績と経験を有し、施工時および施工後の対応についても一元化した責任体制をとることができる唯一の業者である右記業者と随意契約するもの。	所在地 福岡県福岡市中央区大名1丁目14番45号 会社名 丸茂電機(株)福岡営業所 代表者名 所長 江森 清	378,400,000	令和6年9月20日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
22	多以良取水ポンプ場 取水堰整備工事	上下水道局事業部 浄水課	本工事は、取水堰の重要な部品の1つである油圧シリンダー、水密ゴム等の部品を取り替える整備工事を行うものである。整備部品は既設の設備と密接不可分の関係にあり同一施工者以外の者に施工させた場合、既設設備等の使用に著しい支障が生じる恐れがある。整備対象である取水堰は、西田鉄工(株)により設計・製造されたものであり、西田鉄工(株)の製品のアフターメンテナンスについては西田鉄工(株)からニシダテクノサービス(株)に移管されているため、右記業者と随意契約するもの。	所在地 熊本県宇土市松山町1974番地 会社名 ニシダテクノサービス(株) 代表者名 代表取締役 前田 優	24,750,000	令和6年9月25日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
23	長崎ブリックホール 大ホール吊物バトン 駆動部更新工事(6)	建築部設備課	ブリックホール大ホールの舞台装置は演出効果を高めるための反射板(音響)、ライトブリッジ(照明)、バトン等の吊物で構成されている。これらの設備は、すべて制御盤で位置等が管理され、遠隔操作によって各吊物が動作する仕組みとなっており、出演者の頭上及び観客の近くで可動することから、その制御については高い精度及び安全性が要求される。本工事はこれら吊物機構の駆動装置の基幹となる駆動マシンのほか、ワイヤロープ、滑車、制御盤等を改修するものである。改修後の当該設備は既存の舞台機構システムへ組み込み、一体的に稼働するため、今年度駆動部の更新対象である緞帳や暗転幕の操作性やインターロック(安全装置)の調整、確認を行う必要があることから、既設の設備と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生じるおそれがあるため、本舞台機構システムの製造及び設置業者であり、施工時及び施工後についても一元化した責任体制をとることが出来る唯一の業者である右記業者と随意契約するもの。	所在地 福岡県福岡市中央区天神4丁目1番37号 会社名 三精テクノロジーズ(株)九州営業所 代表者名 所長 兒玉 秀隆	148,500,000	令和6年9月26日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
24	平和公園上段エスカ レーター改修工事	土木部土木建設課	当該機器は受注製作品で、製造メーカーのみが保有する特殊技術やノウハウにより製造されており、製造メーカーのみが供給できる特殊部品の調達が必要であり、改修部分と既存部分は施工時に一体的調整の必要があることから、密接不可分の関係にあるため、製造業者で、施工時及び施工後についても一元化した責任体制をとることが出来る唯一の業者である右記業者と随意契約するもの。	所在地 福岡県福岡市博多区上呉服町10番10号 会社名 株式会社日立ビルシステム西日本支社 代表者名 支社長 檜山 仁	3,410,000	令和6年10月9日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

25	矢上第3アパート5・6号棟昇降機改修工事	建築部設備課	<p>本工事は、昇降機の一部である巻上機、制御盤、操作盤等の改修工事を行うものである。改修部分と既設流用部分は密接不可分の関係にあり、製造及び施工業者以外の者に施工させた場合、その使用に著しい支障が生じるおそれがあるが、製造及び施工業者である三菱電機㈱から改修工事に関する業務を右記業者に移管しているため、施工時及び施工後についても一元化した責任体制をとることが出来る唯一の業者である右記業者と随意契約するものです。</p>	<p>所在地 福岡県福岡市博多区住吉1丁目2番25号          会社名 三菱電機ビルソリューションズ(株)西日本支社          代表者名 役員理事支社長 古渡 昭之</p>	62,510,800	令和6年10月9日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
26	市道西山12号線道路災害復旧工事	土木部土木防災課	<p>本工事においては早期の本復旧を図る必要があることに加え、本工事において特に注意を要する埋設している上下水道管やガス管といった破損した場合にさらなる市民生活に影響を及ぼす恐れがある重要な幹線管付近の掘削工において、これらの敷設状況を熟知していること、また、河川との兼用護岸が崩壊した被災箇所の土質といった現場の状況に精通し、工事に早期着手が可能であることから、大規模災害発生時における支援活動に関する協定に基づき仮設施工を行った右記業者と随意契約するもの。</p>	<p>所在地 長崎市西山4丁目677番地1          会社名 (株)寺尾工業          代表者名 代表取締役 寺尾 親吾</p>	76,263,000	令和6年10月21日	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号